

〈熊本銀行〉プラスワンサービス・アレコレカードローン取引規定

第1条(保証)

- (1) 借主は、株式会社FFGカード(以下「保証会社」という)に保証を委託し、その保証を受けるものとします。
- (2) 借主と保証会社との間の取り決めは、別途「プラスワンサービス・アレコレカードローン保証委託約款」に定めるものとします。

第2条(取引期間等)

- (1) アレコレカード表面下部に月、年(西暦の下2桁)の順に記載し、当該月の月末日までとします。ただし、取引期間満了の前日までに当事者の一方から別段の意思表示がない場合には、更に同様の方法で延長するものとし、以後の同様とします。
- (2) 前項の規定にかかわらず、満65歳を超えての取引期間の延長は行われないものとします。ただし、当行が延長を認めた場合は、この限りでないものとします。
- (3) 当行が(1)の期間延長に関する審査等のための資料の提出または報告を求めたときには、直ちにこれに応じるものとします。
- (4) 取引期間満了日の前日までに当事者の一方から期間を延長しない旨の申出がなされた場合は次によるものとします。
 - ① 期間満了日の翌日以降この取引による当座貸越は受けられません。
 - ② 貸越元利金がある場合は、本規定の定めに従い、貸越元利金全額を返済して下さい。
 - ③ 期間満了日の翌日以降に、貸越元利金がない場合、また貸越元利金の返済が完了した場合は、この取引は当行から通知することなく当然に解約されるものとします。

第3条(プラスワンサービス)

- (1) プラスワンサービスの貸越極度額は当行が会員毎に定めるものとします。ただし、この極度額を超えて当行が貸越をした場合にも、この規定の各条項が適用されるものとし、その場合は、会員は当行から請求があり次第、直ちに極度額を超える金額を支払います。なお、会員が同日に数件の貸出を請求した場合、その総額が貸越極度額を超えるときは、そのいずれかを貸出すかは当行の任意とします。
- (2) 本サービスにおける自動化機器の取扱いは「熊本銀行キャッシュカード規定」に準じるものとします。
- (3) 当座貸越請求書により借入れる場合は、当行所定の当座貸越請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出するものとします。
- (4) 預入支払機を使用して通帳により借入れる場合は、預入支払機に通帳を挿入し、暗証と、金額ボタンにより操作するものとします。
- (5) 本サービスは、指定口座の残高がない場合または総合口座取引規定に基づく当座貸越(以下「総合口座貸越」という)借入金の残高が極度額に達している場合に利用するものとします。
- (6) 指定口座にかかる各種料金等の自動支払の請求があり前項に該当する場合は、本サービスにより借入れ、その借入金は自動支払の決済に充当されるものとします。なお、この場合は、通帳および当座貸越請求書または普通預金払戻請求書の提出を省略するものとします。
- (7) 本サービスによる借入金がある場合に総合口座貸越借入金の担保となる定期預金の預入れあるいは国債等の保護預けをしたときは、本サービスによる借入金は以降、総合口座貸越極度額または極度額増加の範囲内で、総合口座貸越借入金として取扱うものとします。
- (8) 総合口座貸越借入金の担保となっている定期預金を解約したり、国債等を引出し等したことにより、その借入金の残高が総合口座貸越借入金の極度額を超えた場合、越えた金額は以降、極度額の範囲内で本サービスによる借入金として取扱うものとします。その場合、極度額を超える金額は直ちに支払うものとします。
- (9) 普通預金の支払いと当座貸越(本サービスによる借入および総合口座貸越、以下同じ)の利用とが同時に行われる場合には、当行はその金額を合算して通帳の支払欄に記入するものとします。
- (10) 本サービスを受けたことによる債務の支払いは次のとおりとします。
 - ① 本サービスによる借入金の残高がある場合には、指定口座に入金または振込まれた証券類は、借入金の担保として当行に譲渡したものとし、資金化されしだい借入金の返済に充当します。
 - ② 本サービスによる借入金の残高がある場合には、指定口座に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまで、この資金から除く)は、借入金の残高に達するまで自動的にその返済にあてるものとします。なお、総合口座貸越借入金がある場合は、プラスワンサービスによる借入金から先に返済するものとします。
 - ③ 当行は本条第1項の極度額を超えて貸越をした場合、指定口座に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまで、

この資金から除く)を、各種料金等の支払いに優先して極度額を超える金額の返済に充当することができます。

- (11) 本条第10項の場合、当行は普通預金の支払および当座貸越の返済の通帳記入を省略し、入金欄に普通預金への入金額のみを記入するものとします。また、通帳の残高欄には、当行は当座貸越残高または普通預金残高のいずれかを記入するものとします。
- (12) 本サービスによる借入金の利息は、付利単位を100円とし、当行所定の利率により毎日の借入金の最終残高について計算し、毎年2月と8月の当行所定の日に指定口座から引落しまたは指定口座の貸越元金に組入れるものとします。なお、総合口座貸越の利息がある場合には、これを合算のうえ同様に取扱うものとします。また、本件についての損害金は年14.0%の割合(年365日の日割計算)によるものとします。ただし、当行所定の利率が年14.0%を超える場合の損害金は、当行所定の利率(年365日の日割計算)を適用するものとします。なお、利息、手数料、保証料には損害金を付しません。

第4条(アレコレカードローン)

- (1) この取引は、カードまたは通帳使用による当座貸越とし、通帳および当座貸越請求書による借入、小切手・手形の振出しあるいは引受け、公共料金等の自動支払いは行わないものとします。
- (2) カードローンサービスの貸越極度額は当行が会員毎に定めるものとします。会員によっては貸越極度額を0円とすることができるものとします。また、当行は会員の属性および当行との取引状況等により、この取引の貸越極度額を変更できるものとします。この場合、当行は変更後の貸越極度額及び変更日を会員に通知するものとします。
- (3) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金は、年14.0%(年365日の日割計算)を適用するものとします。
- (4) 当行が特に会員に対して、当行所定の基準および方法により優遇金利を適用した場合には、当行は会員に対して通知する事なく、いつでもその優遇利率を変更し、または優遇利率の適用を中止する事ができるものとします。
- (5) この取引による借入金の返済日は、毎月4日、14日、24日(休日の場合は翌営業日)のうち会員が予め指定した日とし、会員は返済日に下表の通り返済を行うものとします。約定返済金額を返済した後も貸越極度額を超過する場合は、その超過額を含めて返済します。なお、返済日の変更はできないものとします。利息は、付利単位100円とし、上記指定日に当行所定の利率、方法により計算のうえ貸越元金に組入れるものとします。

貸越利息組入れ後の当座貸越残高		約定返済金額
2千円未満		貸越残高
2千円以上	10万円以下	2千円
10万円超	20万円以下	4千円
20万円超	30万円以下	6千円
30万円超	40万円以下	8千円
40万円超	50万円以下	1万円
50万円超	100万円以下	2万円

- (6) 前項の約定返済は指定口座からの自動支払によるものとします。この場合、会員は指定口座に、毎月の返済日までに返済金相当額を預入するものとし、当行は返済日に預金通帳および請求書なしで払い出しのうえ、返済にあてるものとします。ただし、指定口座の残高が約定返済金額に満たない場合、その一部の返済にあてる取扱いは行わないものとします。なお、自動引落しが約定返済日にできない場合において、当行は約定返済日以降いつでも同様の方法により取扱いできるものとします。
- (7) 本条第6項による約定返済のほか、当座貸越専用口座への入金または振込みにより、随時に任意の金額を返済する事ができるものとします。ただし、入金額が当座貸越残高相当額を超える場合は、その超える金額を指定口座に入金するものとします。

第5条(期限前の全額返済義務)

- (1) 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行から通知催告がなくてもこの取引による債務全額について当然期限の利益を失い、本規定にて定める返済方法によらず、直ちにこの取引による債務全額を返済するものとします。
 - ① 借主が返済を遅延し、当行から書面により督促しても、次の返済日までに元利金(損害金を含む)を返済しなかったとき。
 - ② 保証委託先から保証の中止または解約の申出があったとき。

- ③破産手続開始、民事再生手続開始の申立てがあったとき、または借主が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申し立てたとき。
- ④借主が前号の準備中を表明したとき等支払いを停止したと認められる事実が発生したとき。
- ⑤手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- ⑥借主の預金その他の当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令通知が発送されたとき。
- ⑦行方不明となり、当行から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。

(2) 次の各場合には、借主は、当行からの請求によって、この取引による債務全額について期限の利益を失い、本規定にて定める返済方法によらず、直ちにこの取引による債務全額を返済するものとします。なお、この場合、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が当行からの通知催告を受領しないなど借主の責に帰すべき事由により、通知催告等が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時期に本規定による契約を解除できるものとします。

- ①当行に対する債務の一つでも返済が遅延しているとき。
- ②当行との取引約定の一つでも違反したとき。
- ③この取引に関し、虚偽の資料提供または報告をしたとき。
- ④前各号のほか債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第6条(反社会的勢力の排除)

(1) 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 借主は、自らまたは第三者を利用して、当行に対し次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

(3) 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続する事が不適切である場合には、借主は当行から請求があり次第、当行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

(4) 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、当行になんらの請求をしません。また、当行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

(5) 借主は、本契約締結日時点で会員と当行との間に存在するいっさいの融資・ローン・クレジットカード取引についても、本条項が適用されることに同意いたします。

第7条(解約・中止)

- (1) 当行は前2条に定める事由に該当するときは、いつでも貸越を中止またはこの取引を解約することができるものとします。
- (2) 借主はいつでもこの取引を解約することができるものとします。この場合、借主は当行所定の書面により当行に通知するものとします。
- (3) 本条によりこの取引が解約された場合、借主は直ちに貸越元利金を返済するものとします。
- (4) 返済用預金口座を解約する場合には、この取引は当然終了するものとします。借主は直ちに貸越元利金全額を返済するものとします。

第8条(相殺または払戻充当)

(1) 借主が本規定に定める当行に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と借主の預金その他の債権とを、その債権の期限のい

かにかかわらず、いつでも当行は相殺できるものとします。この場合当行は借主にかわり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができます。この場合、当行は借主に対して充当した結果を通知するものとします。

- (2) 前項により相殺または払戻充当を行う場合、債権債務の利息、清算金、損害金、違約金等の計算期間は計算実行の日までとし利率・料率は当行が一般的に認められている基準に基づいて定めるものとします。また外国為替相場については、当行の計算実行日の相場を適用するものとします。
- (3) 借主は、弁済期にある借主の預金その他債権と本取引による借主の債務とを相殺することができるものとします。その場合、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他債権の証書・通帳等は届出印を押印して直ちに当行に提出するものとします。
- (4) 第3項における債権債務の利息、清算金、損害金、違約金等の計算については、その期間を相殺通知の到達までとし、利率・料率等については借主と銀行間の定めによるものとします。また、外国為替相場については、当行の計算実行日の相場を適用するものとします。

第9条(債務の返済等にあてての順序)

- (1) 借主または当行は、前条第1項による相殺または払戻充当により、他方の債務全額を消滅させるに足りないときは、適当と認める順序方法により充当することができます。また、借主からの弁済により、借主の債務全額を消滅させるに足りないときは、借主は同様に充当を指定することができます。この場合、借主または当行の一方が指定しなかったときは、他方は同様に充当を指定することができます。
- (2) 当行が前項により充当指定した時は、借主はその充当に対して異議を述べることができないものとします。
- (3) 借主が相殺したときの充当指定により当行の債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ、担保および保証の有無・軽重、処分の難易ならびに弁済期の長短、割引手形または割引電子記録債権の決済見込などを考慮して、当行の指定する順序方法により充当することができるものとします。この場合、当行は借主に充当結果を通知するものとします。
- (4) 前3項によって当行が充当する場合には、借主の期限未到来の債務については期限が到来したものとして、当行はその順序方法を指定することができます。

第10条(危険負担、免責条項等)

- (1) 当行に差入れた約定書等が、事変、災害等当行の責めに帰すことのできない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、借主は当行の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を弁済するものとします。なお、当行から請求があれば直ちに代りの約定書等を差入れます。
- (2) この取引において、諸届その他の書類に使用された印鑑(または暗証番号)を届出の印鑑(または暗証番号)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については責任を負いません。
- (3) 当行が借主に対する権利の行使もしくは保全に要した費用は、借主が負担するものとします。

第11条(届出事項の変更)

- (1) 氏名、住所、印章、電話番号、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届出てください。
- (2) 借主が前項の届出を怠る、あるいは当行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により当行が行った通知または送付した書類等が延着しまたは到達しなかった場合には通常到達すべき時に到達したものとします。

第12条(取引規定の変更)

この取引規定の内容を変更する場合(ただし、第4条第3項および第4項により利率が変更される場合を除く)、当行は、変更内容および変更日を書面で通知します。この場合、変更日以降は変更後の内容でこの取引を行うこととします。

第13条(準拠法)

借主と当行との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第14条(合意管轄)

この取引に関して訴訟の必要性が生じた場合には、当行の本支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。